

循環型社会の構築のための施策

基本方針 1 廃棄物の発生抑制・再使用の推進

施策の分類 1 発生抑制・再使用 担当係 事業調整係・収集業務係・省エネ推進係

(1) 循環型社会の構築に向けた教育の推進

廃棄物の発生抑制や正しい排出方法など、循環型社会づくりについて関心を持ち、各自の責任と役割を理解してもらい、廃棄物の減量化・リサイクル等の具体的な行動に導くことが重要なことから、学校・家庭等での環境学習等の積極的な推進の継続に努めます。

○取組状況

「ごみ減量・リサイクル標語」コンクールについては、学校と連携し、環境教育の動機付けとして、引き続き、市内小学校 18 校の 4 年生を対象に実施しました。

年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
参加者数	769	829	812

環境センターの施設見学を行う出前講座などについては、環境教育の動機付けやごみ処理に関する理解、意識の啓発を図ることを目的として、引き続き、学校をはじめとする各種団体を対象に施設見学を積極的に受け入れました。

年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
参加者数	780	713	565

(※令和 7 年度道央廃棄物処理組合焼却施設見学者：1,236 名)

情報発信については、引き続き、広報ちとせのコラム・特集記事、ホームページ、SNS などを活用して、ごみの分別排出方法やリサイクル等に係る情報発信を行いました。また、転入者に対し、「千歳市ごみ分別の手引き」や「クリーンシティ千歳」を配付し、適正な分別・排出方法の周知に努めました。

※情報発信方法：市役所市民ホール、市役所第 2 庁舎のデジタルサイネージ、イオン千歳店の情報コーナー、市立千歳市民病院のモニターの活用、市民カレンダーの折り込みによる「クリーンシティ千歳」の配布、環境センター計量所でのチラシ配布。

1 発生抑制・再使用

担当係 収集業務係

(2) 家庭廃棄物の有料収集

適正な処理費用の確保に当たり、安定したごみ袋の供給や保管配送システムの維持に努めることとし、処理手数料は、家庭廃棄物の排出状況及び廃棄物処理費用の推移等を勘案しながら、基本的に計画の中間年次及び目標年次において見直ししていきます。

○取組状況

循環型社会の構築に向け、ごみの減量化とリサイクルの推進や、費用負担の公平性と適正処理費用の確保を目的として、平成 18 年 5 月から家庭ごみの有料化（家庭廃棄物処理手数料の徴収）を実施しており、安定した指定ごみ袋の供給や保管配送システムにより管理運用を行いました。

家庭廃棄物処理手数料については、市民の理解が得られる料金であること、近隣市の状況などを勘案し、ごみ処理原価の 1/3 程度を排出者負担として定めており、令和 7 年度に家庭廃棄物処理手数料の検証を行い、手数料の改定を行わないこととしました。

1 発生抑制・再使用

担当係 省エネ推進係

(3) 生ごみの堆肥化・減量化の推進

令和 6 年度の分別排出調査によると、燃やせるごみに生ごみが 21.7%含まれていることから、年間の燃やせるごみには約 3,000t/年の生ごみが排出されていると推定されます。このことから、家庭から排出される生ごみの堆肥化推進と市民の廃棄物減量意識の向上のため、生ごみ処理機及びコンポスト等の購入費助成と、各家庭で容易に取り組める段ボール箱を利用した生ごみ堆肥化セットの普及を推進していきます。

○取組状況

小学校に配布している「こども環境白書」に「生ごみの堆肥化」の説明を記載しました。

令和 7 年度に改定した「事業系廃棄物 分別・リサイクルガイド」を、事業者や一般廃棄物収集運搬許可業者に配布し、事業系一般廃棄物の減量化対策の普及を図りました。

花と緑のフェスタ・リサイクルフェスティバル・ちとせ消費者まつりなどのイベントにおいて、「段ボール生ごみ堆肥化セット」の展示や配布を行いました。また、イベントや広報・ホームページ上で「電動生ごみ処理機等」の購入助成制度の周知等を行いました。

食べ残しを出来るだけ少なくするため、家庭における生ごみを減らす取組について、ホームページに掲載し、生ごみの減量化の啓発を行いました。

【生ごみ堆肥化の助成実績】

年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
段ボール箱生ごみ堆肥化セット	177 セット	206 セット	249 セット
コンポスト等購入助成	27 台	25 台	23 台
電動生ごみ処理機購入助成	19 台	18 台	20 台

(4) ノーレジ袋運動の支援

ノーレジ袋運動は、廃棄物の発生抑制・環境負荷の低減・環境に対する意識の向上などを目的とし、消費者と販売店が一体となって取り組むことができる身近な活動といえます。

千歳市内でノーレジ袋運動に取り組んでいる協定店は、現在7店舗となっていますが、買物袋の持参や、不要なレジ袋をもらわないことを市民に広く啓発するため、ちとせ消費者まつりなどのイベントでのマイバッグの配布や啓発用ポケットティッシュの配布、千歳消費者協会と協働してレジ袋削減に向けた啓発を継続します。

○取組状況

平成20年度から市内6社7店舗、千歳消費者協会及び千歳市の3者で締結した協定に基づき、ちとせ消費者まつりにおいてマイバックを配布（150個）するとともに、啓発用ポケットティッシュの配布を行いました。

また、ホームページにおいて協定店のレジ袋辞退率を公表しました。

※ 協定店：スーパーアークス千歳店、イオン北海道、ホクレンショップ、豊月（フードD）、
コープさっぽろ（向陽台店、パセオすみよし店）、北雄ラッキー

(5) エコ商店認証制度の取組

家庭から出る廃棄物の減量化を図るためには、販売店・小売店の理解、協力が不可欠です。このことから、市では千歳市エコ商店認証制度実施要綱に基づき、地球環境に配慮した再生品やエコマーク商品の積極的な販売、包装の簡素化など、廃棄物減量化・再資源化の推進に取り組んでいる小売店等をエコ商店として認証しています。認証した協力店については、その取組内容などについて広報紙・ホームページ等で紹介し、再生品やエコマーク商品の購入促進と3Rの推進に努めるとともに、今後もエコ商店の拡大を推進します。

○取組状況

千歳市エコ商店認証制度実施要綱に基づき、小売店と市民のごみ減量意識を高めるため、ごみの減量化・再資源化に取り組んでいる小売店等に対して、エコ商店の認証を行いました。

【エコ商店 認証店数】

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
新規	0店	3店	2店
取消（閉店）	2店	4店	3店
合計	90店	89店	88店

1 発生抑制・再使用

担当係 省エネ推進係

(6) 再使用の推進

広報紙・ホームページのほか、SNS 等を通じて、長期間使用できる商品(繰り返し使えるもの、耐久性が良いもの、修理が容易なもの)やリペア(修理)サービス、リース及びレンタルサービスの活用など、再使用の推進を普及啓発します。

また、公共施設等で取り組んでいる洗い箸等のリユース商品の利用促進を継続するとともに、対象事業所の拡大に努め、市民のリユース商品の活用につながる啓発を推進します。

○取組状況

広報ちとせ、ホームページ、SNS を通じて、ちとせ環境と緑の財団で行う、「中高生の学生服等のリユース事業」を市民に周知しました。

また、千歳市役所食堂では、平成 18 年から継続して洗い箸の利用を行っています。

1 発生抑制・再使用

担当係 省エネ推進係

(7) 大型ごみの再使用の推進

大型ごみを修理し、リサイクルフェスティバル等で無償提供するなど、資源の有効活用を図り、大型ごみの再使用を推進します。

○取組状況

ちとせ環境と緑の財団で主催する「リサイクルフェスティバル」において、大型ごみとして排出された自転車(40 台)を修理し、抽選で市民に提供しました。

基本方針 2 適正なリサイクルの推進

施策の分類 2 再生利用

担当係

省エネ推進係

(1) 再生利用品の使用の推進

広報紙・ホームページ等を通じて、リサイクルが容易な商品の紹介など、再生利用品の使用推進を普及啓発します。

市では、令和 5 年 2 月に「持続可能な循環型社会の形成」と「脱炭素社会の実現」を図ることを目的にサントリーグループと協定を締結し、令和 5 年 4 月から家庭から収集した使用済みペットボトルを再びペットボトルにリサイクルする「水平リサイクル」を開始しています。

また、リサイクルフェスティバル・ちとせ消費者まつり等のイベント時に使用済みペットボトルを再生したボールペン等の無料配布、使用済みペットボトルを再生利用したペットボトルの展示を行います。

○取組状況

広報ちとせ、ホームページ、SNS においてリサイクルの推進について、引き続き、啓発活動を行いました。

リサイクルフェスティバル・ちとせ消費者まつりなどのイベント時に、使用済みペットボトルを再生したボールペン等の無料配布、再生紙ポケットティッシュの配布、ペットボトルのリサイクルに関する便利グッズの展示等による啓発などの活動を行いました。

2 再生利用

担当係

省エネ推進係

(2) リサイクル品目の拡大

循環型社会の形成に向け、平成 23 年 10 月にはプラスチック製容器包装の分別収集を開始し、平成 26 年 4 月からは使用済み小型家電の無料回収を実施しています。

平成 30 年 4 月からは集団資源回収により雑がみ及び鉄くずの回収を実施しています。

今後、その他の品目の再資源化の拡大についても検討します。

○取組状況

容器包装リサイクル法における再商品化の対象である「その他紙製容器包装」（紙箱、紙袋、包装紙など）の多くは、燃やせるごみとして排出されていますが、平成30年度からの継続事業としてちとせ環境と緑の財団が実施する町内会等の集団資源回収において、古紙類の回収品目の拡大を行い、「雑がみ」として回収を行いました。

また、金属類についても回収品目の拡大を行い、自転車、金づちなどの工具類など、台所用品以外の金属も「鉄くず」として回収を行いました。

(3) 資源回収拠点の拡大

現在、コミュニティセンターや総合福祉センター等で、使用済み小型家電や民間資源回収物の回収を実施しています。

今後も、多くの市民が資源を出しやすく、かつ品質の高い資源を効率的に回収できる環境を整備するため、公共施設等での回収のほか、市民が自主的に資源物を持ち込める回収拠点づくりに努めます。

○取組状況

「使用済み小型家電」「家庭用廃食油」「古衣料」「割り箸」「ペットボトルキャップ」については、以下の公共施設にて回収を実施しています。

No	回収場所	小型家電	廃食油	古衣料	割り箸	ペットボトルキャップ
1	東雲会館	—	○	○	○	
2	北新コミュニティセンター	○	○	○	○	○
3	北信濃コミュニティセンター	○	○	○	○	○
4	富丘コミュニティセンター	○	○	○	○	○
5	鉄東コミュニティセンター	○	○	○	○	○
6	泉沢向陽台コミュニティセンター	○	○	○	○	○
7	祝梅コミュニティセンター	○	○	○	○	○
8	北桜コミュニティセンター	○	○	○	○	○
9	花園コミュニティセンター	○	○	○	○	○
10	北コミュニティセンター	○	—	○	—	—
11	中央コミュニティセンター	○	—	○	—	—
12	末広会館	—	○	—	—	—
13	農民研修センター	○	○	○	—	—
14	環境センター	○	○	—	—	—
15	支笏湖市民センター	○	—	○	—	○
16	総合福祉センター	○	—	○	—	○
17	千歳社会福祉協議会	—	—	○	—	○
18	千歳市役所（本庁舎・第2庁舎）	—	—	—	—	○

民間再生事業者が設置している資源回収店舗における回収は次のとおりです。

店舗名	開始年月	営業時間	設置場所
くりりんステーション	平成 23 年 11 月～	9 : 00～16 : 00	(株) クリーン開発 敷地内
リサイクルステーション	令和 6 年 11 月～	9 : 30～20 : 00	DCM 住吉店 第 2 駐車場内
じゅんかんコンビニ 24	平成 27 年 7 月～	24 時間	北陽・みどり台

(4) 集団資源回収システムの継続

平成 24 年 10 月から、集団資源回収の方式を、還元金方式から奨励金方式に移行し、公益財団法人ちとせ環境と緑の財団は、資源回収量に応じて奨励金を交付することで、地域活動を支援しています。各家庭から排出される資源物を自発的に集め、契約業者に引き渡すリサイクルに市内の町内会等の団体が参加しています。

今後も、公益財団法人ちとせ環境と緑の財団と連携し、事業の安定した運用に努めていきます。

○取組状況

公益財団法人ちとせ環境と緑の財団が実施主体となり、町内会等が参加する集団資源回収事業を継続的に実施しており、令和 7 年度は 136 団体が参加しています。

資源回収量に応じて交付される奨励金は 1 kg あたり 4 円とされており、この交付金により地域活動を支援しています。

なお、集団資源回収事業に係る経費は、市が財団に補助金として支出しています。

(5) リサイクル取組団体等への支援

割り箸・古衣料・家庭用廃食用油・ペットボトルのキャップ・紙パックなどのリサイクルに取り組んでいる市民団体等と連携し、3 R の推進に向けた活動内容やイベント等を、広報紙・ホームページのほか、SNS 等を通じて広く市民に周知し、市民団体等の取組を支援するとともに、市民のリサイクル意識の向上に努めます。

○取組状況

割り箸・古衣料・家庭用廃食用油（植物油）、ペットボトルのキャップなどは、市民団体等（千歳消費者協会、千歳市社会福祉協議会、ちとせ環境と緑の財団、愛キャップ市民回収運動実行委員会）がコミュニティセンター等で回収を行っています。

市では、リサイクルの取組について、広報紙・ホームページなどのほか、「分別の手引き」や「クリーンシティちとせ」などで取組の周知を行いました。

(6) 資源の適正分別の推進

分別排出調査より、プラスチック製容器包装や4種資源物の燃やせるごみや燃やせないごみへの混入が見受けられます。リサイクルのさらなる推進のために、市民に対して資源の適正な分別排出方法の理解と周知の徹底が必要です。

今後、広報紙やホームページのほか、SNS 等を活用して、廃棄物の分別排出方法など必要な情報の発信を行い、適正分別排出の徹底を普及啓発していきます。

○取組状況

適正な分別排出方法については、各種イベントにおけるチラシ配布による啓発や広報ちとせ、ホームページ、市公式 SNS で情報発信しているほか、町内会回覧としてチラシを配布しました。配布した啓発チラシ等は次のとおりです。

年度	文書名	配布数
令和 5年度	ペットボトルの水平リサイクル 今後のプラスチックの分別について	2,911 枚 2,995 枚
令和 6年度	充電式小型家電製品の適切な出し方について プラスチック製容器包装の正しい分別をお願いします。	3,013 枚 3,033 枚
令和 7年度	スプレー缶やカセット式ガスボンベは有害ごみです。 プラマークの付いているものが「プラスチック製容器包装」です。	3,054 枚 3,086 枚

基本方針3 環境負荷低減と経済性・効率性を考慮した廃棄物処理の推進

施策の分類3 熱回収

担当係 建設計画係・施設係

(1) 廃熱利用の継続

循環型社会推進基本法では、発生抑制・再使用・再生利用を図った上で、排出される廃棄物のうち、焼却可能なものは、サーマルリサイクルとして熱回収することとしています。

令和6年度から稼働を開始した道央廃棄物処理組合焼却施設において、廃棄物焼却に伴う熱エネルギーを回収し、発電及びごみ搬入・搬出路、駐車場等のロードヒーティングを行っています。焼却施設の広域化により発電が可能となり、脱炭素社会の実現に寄与していることから、これらを継続し、地球環境に与える負荷低減を図ります。

○取組状況

平成14年から令和5年度まで、環境センター焼却処理場で発生した蒸気について、隣接する汚泥処理施設（スラッジセンター）へ熱供給を実施していました。

令和6年度からは、道央廃棄物処理組合焼却施設において、廃棄物の焼却で得た熱エネルギーを回収し、発電することにより、施設内での利用や、売電による収入を得ています。

令和7年度焼却施設発電状況

・発電量及び売電収入

総発電量	施設内消費量	売電量	総売電収入
15,075,839kwh	6,066,719kwh (40.2%)	9,009,120kwh (59.8%)	148,149,559 円

(1) 廃棄物搬入時の指導強化	
搬入時の指導強化として、廃棄物の適切な分別排出が適正処理につながるため、搬入時に、廃棄物の種類・内容物等の確認作業を強化し、不適物の排除に努めます。 マニフェストの適正運用の推進として、産業廃棄物の発生から埋立処分までの処理過程を透明化し一元管理するためマニフェストを推進します。また、排出事業者及び処理業者においてマニフェストの適正な運用を励行するよう指導します。	
○取組状況	
搬入時の指導強化として、計量所及び各処理施設において、ごみの品目・内容物の確認を行い、不適物の持ち帰りなどの指導を行ったほか、ホームページや収集運搬許可業者の許可更新時などにおいて、法令遵守の徹底を図りました。 また、搬入されたごみの組成調査などにより、適正な分別排出と適正搬入について、啓発・指導を行いました。 マニフェストの適正運用の推進としては、搬入された産業廃棄物について、マニフェストの重要記載事項の内容、排出禁止物の混入、産業廃棄物収集運搬業に係る許可の有無などを確認し、必要に応じて指導を行いました。	

(2) 適切な廃棄物処理システムの推進	
燃やせるごみ・燃やせないごみ・プラスチック製容器包装・有害ごみ・4種資源物の収集方式は、経済的で効率的なステーション収集を継続します。 また、大型ごみは、戸別収集方式を継続し、市民が分かりやすい統一料金とし、不適正排出の抑制に努めます。 大型ごみを自宅前まで搬出することが困難な高齢者や体の不自由な方に対する支援体制として、住居内から大型ごみを搬出する「ふれあい収集」を継続し、市民サービスの提供に努めるほか、家庭廃棄物の収集運搬業務は、収集地域の拡大及び収集量の動向に基づいた車両台数や人員の見直しを行うなど、今後も効率化を推進します。	
○取組状況	
燃やせるごみ・燃やせないごみ・プラスチック製容器包装・有害ごみ・4種資源物については、ステーション収集を継続し、経済的・効率的な収集を行いました。 大型ごみは、収集日（月1回）の2日前までに申込みを受け、戸別収集を行ったほか、「ふれあい収集」を継続実施し、搬出支援を行いました。 家庭ごみの収集運搬業務は、業務委託により効率的かつ安定的に収集を行いました。	

4 適正処理

担当係 施設係

(3) 安全で効率的な施設運営の推進

廃棄物処理施設の運転管理業務については、安全で安心できる施設運営と、専門的知識・民間の技術力を活用する効率的な施設運営及び廃棄物処理費用の抑制を目的とし、平成 24 年度から、焼却処理場・破碎処理場・最終処分場・リサイクルセンター・計量所の運転管理を一括して民間委託しています。令和 6 年 3 月 31 日稼働停止した焼却処理場を除き、今後も、安全で効率的な施設運営を継続して推進します。

(なお、計量所は、令和 7 年 1 月に既存の建物を廃止・破碎処理場内に移転しています。)

地球温暖化対策の推進に関する法律など地球温暖化対策関連の法令に基づき、処理施設に課せられる温室効果ガス排出量の規制を遵守します。

廃棄物処理施設の機器補修や更新時においては、温室効果ガスの排出量削減を目指した設備・機器の選定に努めます。

○取組状況

施設運転管理を民間委託し、安全かつ効率的な施設の維持管理を継続して行いました。

各施設周辺の大気・水質を定期測定し、周辺環境の安全を確認するとともに、測定結果は、ホームページ上で公開しており、情報の更新を月に 1 回の頻度で実施しました。

地球温暖化対策の推進に関する法律など地球温暖化対策関連の法律に基づき、各処理施設における節電対策など、温室ガス排出量削減の取組を継続して行いました。

4 適正処理

担当係 建設計画係

(4) 廃棄物処理の広域化

令和 6 年度から道央廃棄物処理組合焼却施設を稼働しており、組合を構成している関係市町とともに連携・協力して円滑に事業を推進していきます。

最終処分場の広域化については、道央廃棄物処理組合及び構成市町との協議により、全ての構成市町が参画可能となる令和 16 年度を供用開始の目標年度とし、施設規模は補助対象として最長である 15 年間の容量、本市の搬入対象物は焼却灰を含む全量として、最終処分場の整備について検討を進めています。

○取組状況

道央廃棄物処理組合焼却施設が令和 6 年 4 月 1 日より供用開始しました。

管理運営については、令和 5 年 9 月に、「道央環境テクノロジー(株)」と令和 6 年 4 月 1 日から令和 26 年 3 月 31 日までを運営期間とする業務委託契約を締結しています。

最終処分場の整備について道央廃棄物処理組合及び構成市町と検討を進めています。

4 適正処理

担当係 建設計画係

(5) 千歳市災害廃棄物処理計画の取組

大規模な地震や水害の発生時には被害が広範囲に及ぶほか、ライフラインの途絶などの社会的影響が考えられると同時に大量の廃棄物の排出が想定される上、交通網が麻痺し、廃棄物を処理する際にも収集運搬・処理を行うことが困難になることが考えられます。

このことから、一般廃棄物の統括的な処理責任のある市と、廃棄物処理事業者が、緊急事態が発生した場合でも、その処理が継続できるように、国の「災害廃棄物対策指針」に基づき、平成28年5月に策定した「千歳市災害廃棄物処理計画」に則り、災害で発生した廃棄物処理を円滑に行えるよう取り組みます。また、平成30年3月に「北海道災害廃棄物処理計画」が策定され、令和7年3月には市町村別の災害廃棄物の最大発生量や仮置場必要面積が公表されたことなどを踏まえ、令和8年度内に更新する計画としています。

○取組状況

災害発生時に迅速な廃棄物処理を行えるよう、平成28年5月に策定した「千歳市災害廃棄物処理計画」について、令和7年3月に「北海道災害廃棄物処理計画」が変更されたことから、北海道の計画と整合を図るため、令和8年度内の更新に向け、情報収集を行いました。

4 適正処理

担当係 収集業務係

(6) ごみステーションの適正管理

ごみステーションの管理として、ごみステーションへの不適正排出に対し、町内会等の協力を得て、適正管理による排出環境及び公衆衛生の向上に努めます。

集合住宅の廃棄物保管場所の設置要請として、平成5年4月以降に建設された6戸以上の共同住宅には、家庭廃棄物保管場所の設置義務があります。5戸以下及び平成5年3月以前に建設された共同住宅についても、管理会社・所有者に対する専用ごみボックスの設置要請を継続し、排出環境の整備と公衆衛生の向上を図ります。

○取組状況

「千歳市ごみステーション設置等に関する要領」に基づき、町内会や共同住宅管理会社等に対して、適正なごみステーションの管理を要請するとともに、排出状況の悪いごみステーションについては、清掃指導員による日常的なパトロールや千歳市適正ごみ処理推進員による調査・啓発のほか、町内会や共同住宅管理会社等とも連携を図り、注意喚起看板の設置や啓発チラシの配布など、排出方法の周知・指導を行いました。

町内会からの個別で要請のあった専用ごみボックスが未設置の共同住宅については、共同住宅の所有者・管理会社等に対し、専用ごみボックスの設置要請を行いました。(令和7年度 4件)

(7) 不法投棄への対応強化

不法投棄及び不適正排出の防止・抑制を図るため、次の施策を継続して推進します。

- ・ 適正ごみ処理推進員や町内会との連携を強化して、迅速な対応に努めるとともに、不適正排出者に対する適正排出方法の周知については、戸別訪問・指導を実施します。
- ・ 転入者に対しては、転入手続き時、又は管理会社等を通じて「千歳市ごみ分別の手引き」・「クリーンシティちとせ」等の配布を行い、適正排出方法の周知を継続するとともに、これらの資料を公共施設等に配置して、市民周知を図ります。
- ・ 不法投棄及び不適正排出の多い地区を重点的に巡視するとともに、不法投棄専用電話、不法投棄防止看板及びのぼりの設置、北海道警察との連携などにより、不法投棄の防止・摘発に努めます。
- ・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律では、不法投棄に対して、個人では5年以下の懲役若しくは1千万円以下の罰金またはこれの併科、法人では3億円以下の罰金となっています。市においても改善及び措置命令等に従わない悪質な事案については、氏名の公表などを行うとともに、広報紙・ホームページ等により、不法投棄は犯罪であることの周知を図ります。
- ・ 市内部の関係部署をはじめとして、国土交通省北海道開発局、森林管理署、北海道石狩振興局、空知総合振興局札幌建設管理部、北海道警察、タクシー会社、配送会社等との連携を強化し、不法投棄の防止と抑制を図るとともに、適切かつ迅速に対応します。

○取組状況

清掃指導員や千歳市適正ごみ処理推進員によるパトロールの実施のほか、町内会との情報共有・連携強化を図りながら、排出者が特定できた場合には、適正排出の指導を行いました。

転入者に対しては、市民課窓口や共同住宅管理会社等を通じて、「千歳市ごみ分別の手引き」を、外国人に対しては、外国語版の「クリーンシティちとせ簡易版」をそれぞれ配布し、適正なごみ分別及び排出方法の周知を行いました。

清掃指導員及び適正ごみ処理推進員によるパトロールのほか、啓発看板やのぼりの設置、年2回の不法投棄防止強化月間の設定による重点パトロールを実施するとともに、警察と連携しながら、不法投棄の防止・排出者の特定調査・指導等を行いました。

不適正排出・不法投棄	7年度(件)	前年度(件)	対前年度増減(件)	前年度比(%)
ごみステーション等への投棄	71	44	27	161.4
郊外等への投棄	87	88	△1	98.8
計	158	132	26	119.7

不法投棄は犯罪であり、刑事罰の対象となることを、広報ちとせ・ホームページ及びクリーンシティちとせ（全戸配布）に掲載し、啓発を行いました。

不法投棄を発見した場合は、警察や土地管理者などと連携し、不法投棄の抑制・処理について、適正かつ迅速に対応しました。

施策の分類 5 事業系一般廃棄物及び産業廃棄物の対策 担当係 事業調整係・収集業務係

(1) 事業系一般廃棄物及び産業廃棄物の発生抑制・再使用

事業者に対し、事業系一般廃棄物の発生抑制・再使用について理解を深めてもらい、施策への協力と循環型社会の構築に関する意識の向上を図ります。

○取組状況

広報誌・ホームページ・SNS 等により、3Rに関する情報提供を行いました。

減量化・再資源化の動機付け及び排出者責任の明確化を目的として、令和7年4月から事業系一般廃棄物処理手数料及び産業廃棄物処分費用の見直しを行いました。

事業系廃棄物の発生抑制と再利用に関する意識啓発・実践を目的に、「事業系廃棄物別・リサイクルガイド」を改定し、事業者や一般廃棄物収集運搬業許可業者等に配布するなど、事業者責務の周知や発生抑制・再使用・再資源化に関する取組事例等の情報提供を行いました。

事業系廃棄物の多量排出事業者に対して、発生抑制の指導を行うため、現状把握などの調査を行いました。

5 事業系一般廃棄物及び産業廃棄物の対策 担当係 事業調整係・収集業務係

(2) 事業系一般廃棄物及び産業廃棄物の分別再資源化の推進

分別及びリサイクルを推進するため、リサイクル意識の啓発を継続して実施します。

○取組状況

排出事業者に対し、再資源化が可能な品目をわかりやすく明記し、再資源化事業者を紹介などした「事業系廃棄物減量分別・リサイクルガイド」を作成するとともに、本ガイドを排出事業者や一般廃棄物収集運搬業許可業者に配布し、法令遵守の徹底を求め、事業系一般廃棄物の再資源化を促しました。

また、木材やコンクリートくず等の建設廃材も含め、事業系廃棄物の分別再資源化が促進されるよう、引き続き、ホームページやの配布などを通じて啓発を行いました。